

28 民法講座

～ 民法の知識はどの業務でも基本になります ～

【講座のねらい】

業務や日常生活に深く関わっている民法の基礎知識を習得し、業務を適切に遂行する能力を養います。
【今回は、家族法（親族法及び相続法）に関する内容です。】

【受講の効果】

- ・民法（第4編「親族」、第5編「相続」）に関する知識が身につく。

◇日程・会場等

- ・日 程：平成29年1月30日（月）～31日（火）
- ・会 場：県セミナーパーク 大研修室
- ・対象者：全職員
- ・定 員：40人
- ・その他：市町職員（定員50人）、県民（定員15人）
との合同研修・公開講座



こんな人におすすめ！

- 民法を基礎から学んでみたい人
- 家族関係や相続について深く学んでみたい人

◇プログラム（2日間 合計12時間）

9:30		9:40		10:00		12:00		13:00		16:30		17:00	
1 日 目	オリエンテーション	○民法及び家族法の基礎				休 憩	○夫婦関係法						
		<ul style="list-style-type: none"> ・民法の理念・具体的内容 ・民法の存在形式 ・家族法の全体像 					<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻、離婚、内縁関係など 						
2 日 目	○家族保護法				休 憩	○遺言法				アンケート記入			
	<ul style="list-style-type: none"> ・親権、成年後見、扶養 					<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分法 ○おわりに 							
		○相続法の基礎											
		○法定相続											

【講師】

九州大学大学院法学研究院 教授 五十川 直行



◇受講者の声

- ・不動産取得税課税事務において、親族間の承継方法には多様な種類があることから、適正な課税を行うため、理解を深めていきたい。
- ・少子高齢化が進む中、成年後見（認知症）、親権（児童虐待）など、民法が行政と関わりが深いことがよく分かった。
- ・民法に基づいた考え方で、色々なケースを見るくせを付ける、部下に付けさせるきっかけにしたい。